

答 申 の 概 要

件名	自分が特定交番に相談した際の相談等受理票の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求（諮問第43号）		
本件保有個人情報	自分が特定交番に相談した際の記録における自己の発言内容に関する記述		
主な非開示理由	訂正を行うべきであるとする明確な根拠が確認できなかったため。（静岡県個人情報保護条例第31条第2項）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	令和2年9月4日	答申年月日	令和3年1月29日
主な論点	1 審査請求人が訂正を求めている審査請求人の発言内容に関する記述は、静岡県個人情報保護条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。 2 静岡県個人情報保護条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか。		

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

(1) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が、本件保有個人情報の一部の記載が事実でないとして、訂正を求めたものである。

審査請求人は、「私は忘れっぽくて、今までにも通帳をどこに置いたか忘れてしまうようなことがあり、今回も置いた場所を忘れていたのかもしれないと思い、」という記載（以下「訂正対象情報1」という。）を削除し、「もし、私の間違いであれば、相手に失礼だけでは済まされないと思い、」という記載に訂正するよう求めており、また、「交番に来ましたが、私自身、置いた場所を忘れたのか盗まれたのか分からないので被害届は出しません。」という記載（以下「訂正対象情報2」という。）を削除し、「交番に相談しましたが、1人の友人が不審な行動をした事は、もう1人の友人が証人ですので、私は、被害届を出したいと考えています。」という記載に訂正するよう求めている。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

条例第28条第1項は、何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができるものと定めており、ここに「事実」とは、その正誤が客観的に判定できる事項をいうと解されている。

審査請求人が本件訂正請求で訂正を求めているのは、本件相談において審査請求人が相談取扱者に申し立てた内容を相談取扱者が記録した内容の一部であり、審査請求人の発言の有無及び内容という客観的に正誤が判定できる事項であるといえるため、条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

(3) 訂正の要否について

訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、一般的に、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しないと解される。

また、条例第30条では、「訂正請求に理由があると認めるときは、」、「保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で」保有個人情報の訂正をしなければならないと規定しており、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らし訂正の必要がない場合は、当該保有個人情報を訂正する必要はないと解される。

以下、本件訂正請求について、条例第30条に基づく訂正義務があると認められるか否か検討する。

ア 訂正対象情報1について

諮問庁は、訂正対象情報1について、「相談者に対し、現金の紛失に気付いた日から交番に申し出た日

まで日数を要した理由を尋ねたときに、相談者が申し立てた内容を記載したものである。」と相談取扱者が説明しているとしており、相談取扱者の記憶と相違していないと主張している。また、諮問庁は、審査請求人が追加を求めている「もし、私の間違いであれば、相手に失礼だけでは済まされないと思い、」ということについて、相談取扱者は「相談者から当該申出を受けたことについては、記憶していない。」との説明をしているとし、訂正対象情報1を訂正する理由は認められないとしている。

一般的に、口頭でのやり取りにおける特定の発言の有無や内容については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられる。この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、処分庁に対し県民等から相談があり事情の聴取を行う場合、通例、相談者とのやり取りの内容を録音することはなく、本件相談においても、審査請求人と相談取扱者とのやり取りを録音していたという事情はないとのことであったため、訂正対象情報1が事実であるか否かを確認することは困難であると認められる。

この他、審査請求人からは、訂正対象情報1について請求を受けた処分庁が本件保有個人情報の訂正を行うべきか否か判断するに足りる内容について、根拠を示して明確かつ具体的に主張していないため、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

したがって、処分庁に条例第30条に基づく訂正義務があるとは認められない。

イ 訂正対象情報2について

諮問庁は、訂正対象情報2について、「本件相談受理時に審査請求人の自宅に赴き、現金を保管していたとする場所等を確認した上で、被害を認めることができない旨を説明したところ、審査請求人は当該説明に納得しており、それでもなお「被害届を出したい」と申し立てなかったことを記憶している。」と相談取扱者が説明しているとしており、相談取扱者の記憶と相違していないことから、訂正する理由は認められないとしている。

一般的に、口頭でのやり取りにおける特定の発言の有無や内容については、録音記録等の客観的な記録によって確認するものと考えられる。この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、上記アのとおり、本件相談における審査請求人と相談取扱者とのやり取りを録音していたという事情はないとのことであったため、訂正対象情報2が事実であるか否かを確認することは困難であると認められる。

この他、審査請求人からは、訂正対象情報2について請求を受けた処分庁が本件保有個人情報の訂正を行うべきか否か判断するに足りる内容について、根拠を示して明確かつ具体的に主張していないため、条例第30条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

したがって、処分庁に条例第30条に基づく訂正義務があるとは認められない。